

規制シート(様式)

(別紙1)

160194802010003

平成27年5月14日

規制の名称	我が国の医師免許を有さない者による医業の禁止	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	○医師法(昭和23年法律第201号) 第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医政局医事課 課長 渡辺 真俊
規制目的	医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、我が国で適切に医療を提供するために必要となる専門的な知識・能力を確認するための医師国家試験に合格し、医師免許を取得したものでなければ、医業を行ってはならないこととしている。		
規制内容の概要	医師法第17条では、医師でなければ医業を行うことはできないとされており、医師免許を取得するには、医師国家試験に合格することが必要とされている。 医師資格に関する二国間協定では、相互の国民に対する医療提供の環境整備を図る観点から、二国間協定に基づき、英語による医師国家試験を実施し、当該試験に合格した外国医師に対し、一定の条件を付した医師免許を与えている。	関連する予 算	—
規制の最近の改廃 経緯	二国間協定に基づき医師免許を取得する外国医師については、受入人数枠や受入医療機関等に関する条件が設けられているが、国家戦略特区のうち、二国間協定に基づく外国医師の受入れを希望する区域については、相手国と交渉し、これらの条件を拡大することとしている。	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革又 は新設する理由	国家戦略特区は、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づき、一定の区域が定められているものである。国家戦略特区における二国間協定に関する特例措置は、こうした国家戦略特区の趣旨に沿うものとして、国家戦略特区内に限って、その条件を拡大することとしている。 他方で、当該特例措置を御要望の全国の希望する地域で認めることについては、その地域が国家戦略特区のように法令で定められるものではなく、その趣旨が現時点では必ずしも明らかでないので、この時点での検討は控えたいと考えている。	規制の維 持、改革又 は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>